

神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例施行規則の一部改正の概要について

1 改正の背景

(1) マイナンバー法等の一部改正法（令和5年法律第48号）の施行

令和5年6月9日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)」が公布され、そのうち公布日から1年6月以内の政令で定めることとされていた国民健康保険法等の一部改正部分の施行期日が令和6年12月2日となった。これによりマイナンバーカードと健康保険証が一体化され、従来の健康保険証が廃止されることとなった。（※発行済みの健康保険証は、有効期限到来または改正法施行後1年間までは使用可）

(2) 顔写真付きの身分証明書等による年齢確認への要請

年齢確認に用いる身分証明書等について、以前より青少年が他人の証明書を使用して購入しようとするケースなどもあるとして、酒・タバコの販売事業者などからは、本人の顔写真付きのものに統一すべきとの意見が寄せられていた。マイナンバーカードの普及等により顔写真付きの身分証明書の保有の拡大が見込まれる状況を踏まえ、成長期にある青少年の健全な育成の観点から、タバコ又は酒類を購入しようとする者の年齢又は生年月日の確認のために必要な書類として規則で定める証明書等を見直すこととした。

2 改正内容

条例第8条第1項に規定する規則で定める書類として、健康保険等の被保険者証を削除し、顔写真付きの証明書等により確認するものとする。（規則第2条）

改正後	現行
運転免許証、学生証（顔写真付き）、パスポート（旅券）、在留カード又は特別永住者証明書、個人番号カード、taspo、各種福祉手帳	運転免許証、学生証、 <u>健康保険等の被保険者証又は共済組合員証、年金手帳又は年金証書</u> 、パスポート（旅券）、在留カード又は特別永住者証明書、個人番号カード、taspo、各種福祉手帳

3 施行日

令和7年12月2日（健康保険証の削除については公布の日）